

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	市営住宅等の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯田市は、市営住宅等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

飯田市長

## 公表日

令和8年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅等の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づく公営住宅の入居の申込に関する事務、家賃の決定に関する事務、家賃の減免に関する事務など 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく賃貸住宅の入居の申込に関する事務、賃貸借契約の解除に関する事務など 飯田市営住宅等条例に基づく4号市営住宅の入居の申込に関する事務、家賃の決定に関する事務、家賃の減免に関する事務など ただし、飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条における個人番号利用事務は、取り扱いがない。
③システムの名称	(1)公営住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民票ファイル、(2)地方税ファイル、(3)障害者ファイル、(4)生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表(27、93) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(18,46条の3) 飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項、別表第一項 別表第二1項、8項 飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第1項 第3条、第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 未定 ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域計画課
②所属長の役職名	地域計画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯田市役所 建設部地域計画課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯田市役所 建設部地域計画課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手)    [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティ主管課において研修計画を策定しており、これに基づき特定個人情報を取り扱う職員に対し、年1回情報セキュリティの研修の受講を義務付けている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	情報セキュリティ主管課において研修計画を策定しており、これに基づき特定個人情報を取り扱う職員に対し、年1回情報セキュリティの研修の受講を義務付けている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月21日	I . 3	飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第一 飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条	「飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項別表第一」の後に「1項」を加える。 「飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条」の後に「第1号」を加える。	事前	
平成28年12月21日	II . 1	1万人以上10万人未満 平成28年9月1日 時点	1,000人以上1万人未満 平成28年12月1日 時点	事後	
平成28年12月21日	II . 2	平成28年9月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成29年10月13日	I . 4. ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報照会の根拠）：(22,28条)	「(情報照会の根拠)」の項番中「28」の後に「,43の4」を加える。	事後	
平成29年10月13日	II . 1	平成28年12月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成29年10月13日	II . 2	平成28年12月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	I . 5. ②	地域計画課長 遠山広基	地域計画課長	事後	
令和1年5月31日	II . 1	平成29年10月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II . 2	平成29年10月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策			事後	改正による新設
令和8年3月31日	I . 1. ②	住宅地区改良法に基づく改良住宅の入居の申込に関する事務、家賃の決定に関する事務、家賃の減免に関する事務など		事前	飯田市営住宅等条例改正による削除
令和8年3月31日	I . 1. ②		ただし、飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条における個人番号利用事務は、取り扱っていない。	事後	
令和8年3月31日	I . 1. ③	(1)公営住宅管理システム、(2)住民基本台帳ネットワークシステム、(3)統合宛名管理システム、(4)中間サーバー	(1)公営住宅管理システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I. 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表(27、93) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(18,46条の3) 飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項、別表第一項 飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第1号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表(27、93) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(18,46条の3) 飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項、別表第一項 別表第二1項、8項 飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第1項 第3条、第10条	事後	
令和8年3月31日	I. 4①	実施する	未定	事後	
令和8年3月31日	I. 4②	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):なし(市営住宅等の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠): (31,54,85の2項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):なし (情報照会の根拠):(22,28,43の4条)		事後	
令和8年3月31日	II. 1	令和元年5月31日 時点	令和8年3月31日 時点	事前	
令和8年3月31日	II. 2	令和元年5月31日 時点	令和8年3月31日 時点	事前	
令和8年3月31日	IV. 8			事前	改正による新設
令和8年3月31日	IV. 11			事前	改正による新設